

【教員・教員組織】（大学として求める教員像及び教員組織の編制方針）

1. 大学として求める教員像

本学の建学の精神を踏まえて各学部・研究科は教育研究上の目的を学則に規定すると共に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。さらに本学は、研究者として遵守すべき「愛知大学研究倫理規準」を定めている。本学として求める教員像は、これらの教育研究上の目的および3つのポリシーについての十分な理解、優れた教育力と研究力、豊かな人間性、を兼ね備えた人材である。

2. 教員組織の編制方針

本学の理念を実現するために、学部・研究科の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を大学設置基準等を参考にしながら設けるとともに、組織に応じて適切な教員を配置し、教育と研究に十分な成果を収める。そのために次の諸点を方針とする。

ア. 教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」及び各学部が定めた「採用・昇格基準内規」等を適切に運用し、教員の教育研究活動を適切に評価する。

イ. 教員の募集・採用にあたり、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」に次のような採用枠を規定し、基準数を設ける。

学 部 枠・・・学部枠とは、各学部及び短期大学部の教育研究上の目的を実現するために必要な教育職員の採用枠であり、その枠により採用される者及び既に採用されている者を学部枠教員という。

専門職大学院枠・・・専門職大学院研究科の教育研究上の目的を実現するために必要な教育職員を採用するための採用枠であり、その枠により採用される者及び既に採用されている者を専門職大学院枠教員という。

大 学 枠・・・大学枠とは、大学の教育研究上の目的を実現するために必要な教育職員の採用枠であり、その枠により採用される者及び既に採用されている者を大学枠教員という。

ウ. 学部枠の基準数を以下のとおり定める。この教員数に基づき、教学組織の再編に対応しつつ、長期的な教育職員人事計画を策定する。

	学部枠の基準数		
	従来の基準	達成時期の目安	
		2028 年度	2033 年度
法学部	30.33 名	29.66 名	28.33 名
経済学部	31.99 名	31.00 名	29.66 名
経営学部	36.00 名	35.00 名	33.66 名
現代中国学部	19.33 名	18.66 名	18.00 名
国際コミュニケーション学部	24.66 名	24.00 名	23.00 名
文学部	35.33 名	35.00 名	34.33 名
地域政策学部	22.66 名	22.33 名	22.00 名
小計	200.30 名	195.65 名	188.98 名
短期大学部	8.00 名	8.00 名	8.00 名
合計	208.30 名	203.65 名	196.98 名

エ. 専門職大学院卒の基準数を以下のとおり定める。

法務研究科	専任教員 13名
-------	----------

オ. 大学卒の基準数を以下のとおり定める。

教職課程卒	名古屋校舎 専任教員 3名、特別任用教員 1名 豊橋校舎 専任教員 2名 (教職課程認定基準で求められる最低必要教員数)
司書課程卒	専任教員 1名、特別任用教員 1名
日本語教育卒	名古屋校舎 専任教員 2名、特別任用教員 1名 豊橋校舎 特別任用教員 1名
会計人養成卒	専任教員 1名、契約教員 1名
文部科学省補助金事業推進卒	
嘱託助教Ⅰ卒	
特例卒	

カ. 専任教員の年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。

キ. 教育補助・学生の学習活動支援の組織体制として、学習・教育支援センターの更なる充実を図る。

ク. 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在について、各学部で学部長のほかには教学主任を配置する。共通教育科目は名古屋・豊橋校舎のそれぞれの学部間において共通であり、名古屋・豊橋校舎に教学委員会を置き、その運営に当たる。共通教育科目には、「外国語」「数理・情報」「自然」「社会」「人文」「総合」および「体育」の7分野を置き、本学の全教員で分担するよう努める。専門教育科目を主に担当する教員、共通教育科目を主に担当する教員のいずれも各学部の教授会に所属することによって学部全体として組織的な連携体制をとる。

ケ. 本学専任教員は専門職大学院を除いて学部所属で大学院所属の者はいないが、大学院研究指導教員の適格性審査を「大学院担当教員資格審査内規」に基づいて行い、大学院教育の教員組織編制を適切に整える。

コ. 上記を踏まえ、以下の各単位においても、それぞれの教員組織の編制方針を作成する。各単位の教員組織の編制方針では、教員の分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等について、その方針を説明する。

- ・学部 — 学部ごとに教員組織の編制方針を作成する。
- ・大学院 — 研究科ごとに教員組織の編制方針を作成する。
- ・専門職大学院 — 法務研究科で教員組織の編制方針を作成する。
- ・短期大学部 — ライフデザイン総合学科で教員組織の編制方針を作成する。

以 上

教員組織の編制方針【法学部】

法学部では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に、適合する人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、法学部として必要な教員を配置する。
3. 教育課程や学部運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学及び学部運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、学部の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。学部には学部長のほか、教学主任を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にする。共通教育については、校舎ごとに置かれた教学委員会に、本学部からも教学主任が委員として加わり、その運営にあたる。専門教育科目を主に担当する教員、共通教育科目を主に担当する教員のいずれも各学部の教授会に所属することによって学部全体として組織的な連携体制をとる。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、幅広く人材を求める。また、年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。
5. 教員人事
教員の募集・採用・昇格にあたっては、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」及び本学部が定める「法学部教員採用・昇格基準内規」等を適切に運用し、教員の教育研究活動を適切に評価する。
6. 教員の資質向上
FD 活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の教育研究の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【経済学部】

経済学部では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に、適合する人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、経済学部として必要な教員を配置する。その際、日本経済、世界経済、経済政策、経済史といった経済学における諸分野の教員をバランスよく配置するように配慮する。
3. 教育課程や学部運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学及び学部運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、学部運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。学部には学部長のほか、教学主任を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にする。共通教育については、校舎ごとに置かれた教学委員会に、本学部からも教学主任が委員として加わり、その運営にあたる。専門教育科目を主に担当する教員、共通教育科目を主に担当する教員のいずれも学部教授会に所属することによって学部全体として組織的な連携体制をとる。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、幅広く人材を求める。また、年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。
5. 教員人事
教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」及び本学部が定める「経済学部教授等昇格基準内規」等を適切に運用し、教員の教育研究活動を適切に評価する。
6. 教員の資質向上
FD活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の研究教育の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【経営学部】

経営学部では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に、適合する人材を求める。 これに加え、本学部としては、学部内イベント等の学生活動に積極的に関与し、学生の主体的な学びを促すことのできる人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、経営学部として必要な教員を配置する。その際、経営学科では、ビジネス・マネジメント分野や流通・マーケティング分野、情報システム分野、国際ビジネス分野等の教員をバランスよく配置するように配慮する。また、会計ファイナンス学科では、アカウンティング分野やファイナンス分野、ビジネスデザイン分野等の教員をバランスよく配置するように配慮する。
3. 教育課程や学部運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学及び学部運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、学部・学科の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。学部には学部長のほか、学科長、教学主任を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にする。共通教育については、校舎ごとに置かれた教学委員会に、本学部からも教学主任が委員として加わり、その運営にあたる。専門教育科目を主に担当する教員、共通教育科目を主に担当する教員のいずれも各学部の教授会に所属することによって学部全体として組織的な連携体制をとる。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、幅広く人材を求める。また、年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。
5. 教員人事
教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」及び本学部が定める「経営学部教授等資格基準内規」等を適切に運用し、教員の教育研究活動を適切に評価する。
6. 教員の資質向上
FD活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の研究教育の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【現代中国学部】

現代中国学部では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に、適合する人材を求める。 これに加え、「国際的視野と教養を備えた人材の育成」という本学の人材育成の理念をよく理解し、現地プログラム・現地研究調査・現地インターンシップ等の実践・能動的教育を担う能力を備えた人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、現代中国学部として必要な教員を配置する。その際、学部の3コース、すなわちビジネス、言語文化および国際関係の3部門に教員をバランスよく配置するように配慮する。
3. 教育課程や学部運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学及び学部運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、学部・学科の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。学部には学部長のほか、教学主任を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にする。共通教育については、校舎ごとに置かれた教学委員会に、本学部からも教学主任が委員として加わり、その運営にあたる。専門教育科目を主に担当する教員、共通教育科目を主に担当する教員のいずれも各学部の教授会に所属することによって学部全体として組織的な連携体制をとる。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、幅広く人材を求める。また、年齢構成・男女構成・外国語ネイティブ教員比率等のバランスが適正になるよう配慮する。
5. 教員人事
教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」及び本学部が定める「現代中国学部教授等資格基準内規」等を適切に運用し、教員の教育研究活動を適切に評価する。
6. 教員の資質向上
FD活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の研究教育の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【国際コミュニケーション学部】

国際コミュニケーション学部では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に、適合する人材を求める。 これに加え、本学部としては、多文化社会への理解と国際コミュニケーション能力を備えた人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、国際コミュニケーション学部として必要な教員を配置する。 その際、英語学科では、英語学・言語学分野、英語教育分野、そして英語圏文化研究分野等の教員をバランスよく配置するように配慮する。また、国際教養学科では、日本・アジア研究分野やアメリカ研究分野、ヨーロッパ研究分野等の教員をバランスよく配置するように配慮する。
3. 教育課程や学部運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学及び学部運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、学部・学科の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。学部には学部長のほか、学科長、教学主任を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にする。共通教育については、校舎ごとに置かれた教学委員会に、本学部からも教学主任が委員として加わり、その運営にあたる。専門教育科目を主に担当する教員、共通教育科目を主に担当する教員のいずれも各学部の教授会に所属することによって学部全体として組織的な連携体制をとる。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、幅広く人材を求める。また、年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。
5. 教員人事
教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」及び本学部が定める「国際コミュニケーション学部教授等資格基準内規」等を適切に運用し、教員の教育研究活動を適切に評価する。
6. 教員の資質向上
FD 活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の研究教育の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【文学部】

文学部では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に適合する人材を求める。 本学部としては、哲学・文学・歴史学・地理学・社会学・心理学など、それぞれの専門分野にかかわる深い知識と教養を持ち、学生の教育に対する意欲と経験を有する人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、文学部として必要な教員を配置する。その際、人文社会学科では哲学、社会学、欧米の言語や文学など、歴史地理学科では歴史学や地理学、日本語日本文学科では日本の言語や文学、心理学科では心理学といった分野の教員をバランスよく配置するよう配慮する。
3. 教育課程や学部運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学及び学部の運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、学部・学科の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。学部には学部長のほか、学科長・教学主任を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にする。共通教育については、校舎ごとに置かれた教学委員会に、本学部からも教学主任が委員として加わり、その運営にあたる。専門教育科目（教職課程科目を含む）を主に担当する教員、共通教育科目を主に担当する教員のいずれも教授会に所属することによって、学部全体として組織的な連携体制をとる。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、幅広い人材により構成する。また、男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。
5. 教員人事
教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」「学部及び専門職大学院卒採用人事手続き取扱要領」「昇格人事手続き取扱要領」及び本学部が定める「文学部教授等採用及び昇格基準」に基づいて行い、教員の教育研究活動を適切に評価する。
6. 教員の資質向上
FD活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の研究教育の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【地域政策学部】

地域政策学部では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に、適合する人材を求める。 これに加え、本学部としては、学部理念である「地域を見つめ、地域を活かす」を十分に理解し、地域政策学に関する専門的知識を基礎に、地域とその諸問題を深く理解し、持続可能な地域社会づくりに貢献する人材、すなわち高度な「地域貢献力」を備えた人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、地域政策学部として必要な教員を配置する。その際、法学（政策学）分野を中心に経済学、社会福祉学、情報科学、文学、社会学などの地域に関する学問分野、地理学、民俗学、観光学、農学、環境科学、体育学、保健衛生学などの地域の具体的な諸問題に対応する分野の教員もバランスよく配置するように配慮する。
3. 教育課程や学部運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学及び学部運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、学部・学科の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。学部には学部長のほか、教学主任を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にする。共通教育については、校舎ごとに置かれた教学委員会に、本学部からも教学主任が委員として加わり、その運営にあたる。専門教育科目を主に担当する教員、共通教育科目を主に担当する教員のいずれも各学部の教授会に所属することによって学部全体として組織的な連携体制をとる。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、幅広く人材を求める。また、年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。
5. 教員人事
教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」及び本学部が定める「地域政策学部採用・昇格人事の審査基準に関する内規」等を適切に運用し、教員の教育研究活動を適切に評価する。
6. 教員の資質向上
FD活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の研究教育の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【法学研究科】

法学研究科では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に、適合する人材を求める。 これに加え、本研究科としては、法学・政治学分野で卓越した研究業績を有し、内外に研究業績を発信することにより、広く国際的視野をもって人類・社会の発展に貢献するとともに、地域社会及び文化の発展に寄与する資質を備えた人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学院設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、法学研究科として必要な教員を配置する。公法学、私法学の各領域において優れた研究業績を有する者を任用し、配置する。
3. 教育課程や研究科運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学院及び研究科の運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、研究科・専攻の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。研究科には研究科長を置き、教育・研究に係る責任の所在を明確にし、研究科長を中心とした組織的な連携体制を構築する。
4. 教員構成
教育及び研究、ならびに大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、法学部の採用人事の際に本研究科の要望を伝えるなど、法学部との連携を図りながら、必要な人材を求める。
5. 教員人事
大学院法学研究科担当教員の資格審査については、「大学院担当教員資格審査内規」及び「資格審査に関する諒解事項」に基づき、主として教員の研究活動を適切に評価する。審査基準は、博士後期課程の演習担当資格教員（博士 [Ⓔ] ）について定め、適切に審査する。
6. 教員の資質向上
学内外の学会・研究会等への積極的参加、発表などを通じて、継続的に研究能力の向上を図る。また、FD活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教育の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【経済学研究科】

経済学研究科では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に、適合する人材を求める。 これに加え、経済学研究科としては、担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められ、かつ研究上の顕著な業績を有し、社会の発展に寄与する資質を備えた人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学院設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、経済学研究科として必要な教員を配置する。その際、経済分析、経済政策、地域経済、世界経済、経済史といった経済学における諸分野の教員をバランスよく配置するように配慮する。
3. 教育課程や研究科運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学院及び研究科の運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、研究科・専攻の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。研究科には研究科長を置き、教育・研究に係る責任の所在を明確にし、研究科長を中心とした組織的な連携体制を構築する。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、経済学部と連携を図りながら、必要な人材を求める。また、年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。
5. 教員人事
経済学研究科担当教員の資格審査については、「大学院担当教員資格審査内規」及び「資格審査に関する諒解事項」に基づき、経済学部の教員採用・昇格とも連携し、主として教員の研究活動を適切に評価する。審査基準は、①修士課程の講義を担当する教員、②修士課程の演習を担当する教員、③博士後期課程の講義を担当する教員、④博士後期課程の研究指導を担当する教員の、それぞれにおいて定め、適切に審査する。
6. 教員の資質向上
FD活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の研究教育の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【経営学研究科】

経営学研究科では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に、適合する人材を求める。 これに加え、本研究科では、経営学・会計学などの関係分野で卓越した研究業績を有し、国際的視野をもって人類・社会の発展に貢献し、かつ、地域社会及び文化の発展に寄与する資質を備えた人材を求める。なお、会計学・税法コースでは上記とあわせて、税理士等の資格に関して適切な指導ができる人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学院設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、経営学研究科として必要な教員を配置する。経営学、会計学、税法の各領域において優れた研究業績を有する者を任用し、配置する。
3. 教育課程や研究科運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学院及び研究科運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、研究科・専攻の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。研究科には研究科長を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にし、研究科長を中心とした組織的な連携体制を構築する。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、関係学部と連携を図りながら、必要な人材を求める。
5. 教員人事
大学院研究科担当教員の資格審査については、「大学院担当教員資格審査内規」及び「資格審査に関する諒解事項」に基づき、主として教員の研究活動を適切に評価する。審査基準は、①修士課程の講義を担当する教員、②修士課程の演習を担当する教員、③博士後期課程の講義を担当する教員、④博士後期課程の研究指導を担当する教員の、それぞれにおいて定め、適切に審査する。
6. 教員の資質向上
FD活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の研究教育の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【中国研究科】

中国研究科では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に、適合する人材を求める。 これに加え、本研究科としては、良識に基づき中国研究に取り組み、優れた研究業績を備えた人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学院設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、中国研究科として必要な教員を配置する。中国に関連した人文科学系、社会科学系の各領域において優れた研究業績を有する者を任用し、配置する。
3. 教育課程や研究科運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学院及び研究科運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、研究科・専攻の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。研究科には研究科長を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にし、研究科長を中心とした組織的な連携体制を構築する。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、関係学部 の採用人事の際、研究科への相談を求めるなど、学部との連携を図りながら、必要な人材の確保に努める。
5. 教員人事
大学院研究科担当教員の資格審査については、「大学院担当教員資格審査内規」及び「資格審査に関する諒解事項」に基づき、主として教員の研究活動を適切に評価する。審査基準は、①修士課程の講義を担当する教員、②修士課程の演習を担当する教員、③博士後期課程の講義を担当する教員、④博士後期課程の研究指導を担当する教員の、それぞれにおいて定め、適切に審査する。
6. 教員の資質向上
FD 活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の研究教育の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【文学研究科】

文学研究科では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に、適合する人材を求める。 これに加え、本研究科としては、研究業績と共に教育力、論文指導力を備えた人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学院設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、文学研究科として必要な教員を配置する。哲学、歴史学、文学、語学、社会学、地理学、公共政策学の各領域において優れた研究業績を有する者を任用し、配置する。
3. 教育課程や研究科運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学院及び研究科運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、研究科・専攻の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。研究科には研究科長を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にし、研究科長を中心とした組織的な連携体制を構築する。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、関係学部 の採用人事の際、研究科への相談を求めるなど、学部との連携を図りながら、必要な人材を求める。
5. 教員人事
大学院研究科担当教員の資格審査については、「大学院担当教員資格審査内規」及び「資格審査に関する諒解事項」に基づき、主として教員の研究活動を適切に評価する。審査基準は、①修士課程の講義を担当する教員、②修士課程の演習を担当する教員、③博士後期課程の講義を担当する教員、④博士後期課程の研究指導を担当する教員の、それぞれにおいて定め、適切に審査する。
6. 教員の資質向上
FD 活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の研究教育の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【国際コミュニケーション研究科】

国際コミュニケーション研究科では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に適合する人材を求める。これに加え、本研究科としては、大学院レベルでの国際コミュニケーションに関わる研究教育能力を備えた人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
大学院設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、国際コミュニケーション研究科として必要な教員を配置する。言語コミュニケーション研究、国際関係研究、多文化間比較研究の3領域において優れた研究業績を有する者を任用し、配置する。
3. 教育課程や研究科運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学院及び研究科運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、研究科・専攻の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。研究科には研究科長を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にし、研究科長を中心とした組織的な連携体制を構築する。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、関係学部と連携を図りながら、必要な人材を求める。また、年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。
5. 教員人事
大学院研究科担当教員の資格審査については、「大学院担当教員資格審査内規」及び「資格審査に関する諒解事項」に基づき、主として教員の研究活動を適切に評価する。審査基準は、①修士課程又は博士前期課程の講義を担当する教員、②修士課程又は博士前期課程の演習を担当する教員の、それぞれにおいて定め、適切に審査する。
6. 教員の資質向上
FD活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の研究教育の質的向上に努める。

教員組織の編制方針【法務研究科】

法務研究科では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に適合する人材を求める。 以上に加え、法務研究科は、愛知大学法科大学院の地域における法曹養成機関としての使命に鑑み、法律基本科目をはじめとする諸領域に顕著な専門研究業績を有する者及び顕著な実務経験を有する者であって、法曹養成を通じた地域社会への貢献及び恒久的平和や人権保障等の普遍的価値の維持に資質を備えた人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
専門職大学院設置基準等の関連法令に基づき、かつ、法務研究科のカリキュラム体系との整合性及び専門領域間の均衡性を維持しつつ、必要な教員を配置する。また、年齢構成及びジェンダー・バランスに配慮した教員配置を心掛ける。
3. 教育課程や研究科運営における教員の役割分担
法務研究科として組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、並びに大学及び法務研究科の運営等に関し諸委員を配置し、その専門知識、大学・法務研究科運営に関する経験及び実績に応じて、教員間で適正に役割を分担する。法務研究科には法務研究科長を置き、教育及び研究に係る責任の所在を明確にするとともに、とりわけ教学、入試・広報、自己点検・評価を法務研究科における最重要業務と位置づけ、研究科長が教学主任及び自己点検・評価委員長と綿密に連携をとりうる体制とするとともに、法務研究科の諸業務を細部にわたって適材適所の観点から分業化することにより、全身体制で法務研究科の運営に臨む。
4. 教員構成
教育及び研究並びに大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするため、専門分野、教育・研究経験、実務経験、年齢、性別等の諸要素を総合考慮し、教員を採用し配置する。
5. 教員人事
法務研究科の教員人事については、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」に基づくほか、研究者教員の採用・昇格人事にあたっては、「法務研究科専任教員の採用及び昇格に関する基準を定める内規」、実務家教員の採用・昇格人事にあたっては、「法務研究科専任教員（実務家教員）の採用及び昇格に関する基準申し合わせ」に基づき、教員の研究活動、実務経験ないし社会活動等を適正に評価する。
6. 教員の資質向上
(1) 教員レベル 学内外の学会・研究会等への積極的参加及び発表などを通じて、継続的に研究能力

の向上を図る。また、法科大学院協会が主催する法科大学院の教育改善に向けた各種取組への積極的参加などを通じ、法科大学院教育における現状認識と課題発掘及び課題への改善に努める。

(2) 法務研究科レベル

法務研究科教授会後に FD 協議会の機会を可及的に設け、各教員に対し、FD 活動への積極的取組を通じた自己啓発の契機を提供する。「法務研究科専任教員の教育の質の継続的確保のための自己評価実施要領」に基づき、毎年度末に「法科大学院専任教員自己評価シート」による自己評価及び自己評価結果の教授会での共有の取組を通じ、各教員の自己研鑽に向けた動機づけを行う。

教員組織の編制方針【短期大学部】

短期大学部ライフデザイン総合学科では、愛知大学としての教員組織の編制方針を前提とし、以下のとおり教員組織を編制します。

1. 求める教員像
大学全体の方針に示す「大学として求める教員像」に適合する人材を求める。これに加え、短期大学部としては、優れた教育力と研究力、豊かな教養と人間性を兼ね備えた人材を求める。
2. 専門分野、教員配置
短期大学設置基準等の関連法令に基づくとともに、教育課程との整合性や各専門分野間でのバランスなどを考慮しながら、短期大学部として必要な教員を配置する。その際、ライフデザイン総合学科では、外国語、人文、社会、数理・情報、総合等各分野の教員をバランスよく配置するように配慮する。
3. 教育課程や学部運営における教員の役割分担
教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、教育課程、正課外の教育支援、大学全体及び短期大学部運営等に関する諸委員を配置し、専門知識、短期大学部・学科の運営の経験と実績に応じて、適切に教員の役割を分担する。短期大学部には短期大学部長のほか、教学主任を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にするとともに、短期大学部全体として組織的な連携体制をとる。大学全体の教育方針及び教育環境の整備等、重要な教学事項については、校舎ごとに置かれた教学委員会に、短期大学部からも教学主任が委員として加わり、その審議・立案にあたる。
4. 教員構成
教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、幅広く人材を求める。また、年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。
5. 教員人事
教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」及び本学部で定める「採用・昇格基準内規」等を適切に運用し、教員の教育研究活動を適切に評価する。
6. 教員の資質向上
FD活動に積極的に取り組むことを通じて、継続的に教員の研究教育の質的向上に努める。